

県南広域振興局長告示第 46 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、川崎土地改良区（一関市）から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 9 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事、監事 の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理事	葛 西 信 一	一関市川崎町門崎字川崎 92 番地 2	一関市川崎町門崎字川崎 65 番地 11